

## 東根市屋内多目的コート概要・使用料

### ●コート概要

○コート内面積	998.98 m <sup>2</sup>
○コート内仕様	ゲートボールコート 2面 テニスコート 1面

### ●会場使用料

区 分	使 用 単 位	使 用 料
コート使用料	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 1 時間につき	半面 650 円
	午前 5 時から午前 8 時 30 分まで 又は午後 5 時から午後 9 時 30 分まで 1 時間につき	半面 870 円
照明設備使用料	1 時間につき	半面 310 円

※午前 5 時～午前 8 時 30 分までは市長の許可が必要です。

- (1) 営利行為又は入場料を徴収する場合は、それぞれ使用料の 3 倍とする。
- (2) 市内の小中高等学校の児童及び生徒が使用する場合の使用料は、全額免除とする。
- (3) コート使用に係る暖房器具使用料は、1 時間当たり 1 台につき 1 5 0 円。

開 館 日 1 月 4 日～1 2 月 2 8 日

閉 館 日 4 月から 1 1 月まで毎週月曜日（その日が祝日のときは火曜日）

1 2 月から 3 月まで第 2 月曜日（その日が祝日のときは火曜日）

◇申込みは、使用許可申請書（正副 2 通）に記入し申し込むこと。

◇使用料は、使用許可の際納付すること。

◇冬季間（12 月～3 月）の予約をする際は団体登録を行うこと。

◇冬季間（12 月～3 月）の予約方法は別に定める。

〔申込み・問い合わせ先〕

〒999-3702 東根市温泉町一丁目 8 番 2 3 号

指定管理者

東根温泉協同組合 電話 0237-42-7100

東根市屋内多目的コート 電話 0237-43-6700